

キッチンカーでの 営業許可取得 について



キッチンカーでの営業とは

自動車(2輪のものを除く)に施設を搭載し、車内で調理加工をしながら行う営業をさします。営業車内での調理加工の程度については制限があります。



車両の保管場所が一宮市内にある場合、または車両の保管場所が愛知県外であって**主な営業場所が一宮市内**の場合は、一宮市保健所で愛知県内全域の営業許可の申請ができます。



一宮市で取得すると、愛知県内全域で営業できます



必要な設備は**飲食店営業の基準**に準じます。

キッチンカーは、トイレ、更衣室、排水溝の省略が可能です。



飲食店営業の基準の詳しい内容については、一宮市保健所へお問い合わせまたはHPにてご確認ください。



キッチンカーには、**取り扱い品目に応じた容量の給水・排水タンク**を備えなければなりません。

必要なタンクの容量は、取り扱い品目(提供メニュー)ごとに異なります。(40L・80L・200L) 取り扱う品目を決めた後、保健所までお問い合わせください。

申請の方法

営業許可申請書に必要な事項を書き込み、その他必要な書類と手数料を添えて、保健所窓口へ提出してください。

申請に必要な書類

- 1 食品営業許可申請書
- 2 平面図・側面図(1/50程度の図面)…2部(コピー可)
※1枚の紙に平面図と側面図の両方を記載していただいても問題ありません。
- 3 食品衛生責任者の資格を証する書類(※原本またはコピーの提示)
※現在資格がない場合は、次回の食品衛生責任者養成講習会の申込書の控えを提示してください。
- 4 手数料 ※手数料についてはお問い合わせください。
- 5 車検証のコピー
- 6 登記事項証明書(全部事項証明書)(※原本またはコピーの提示)
[法人の場合]



申請時にキッチンカーを保健所まで運転してきてください。その場で実地調査を行います。

ガスコンロや給水・排水タンク、ゴミ箱など、営業に必要なものを載せてきてください。



営業許可証の発行には1週間程度かかります。**営業を始める10日前までに**保健所に申請をお願いします。

平面図・側面図（1/50 程度の図面）の記入例

※1枚の紙に平面図と側面図の両方を記載していただいても問題ありません。

区画

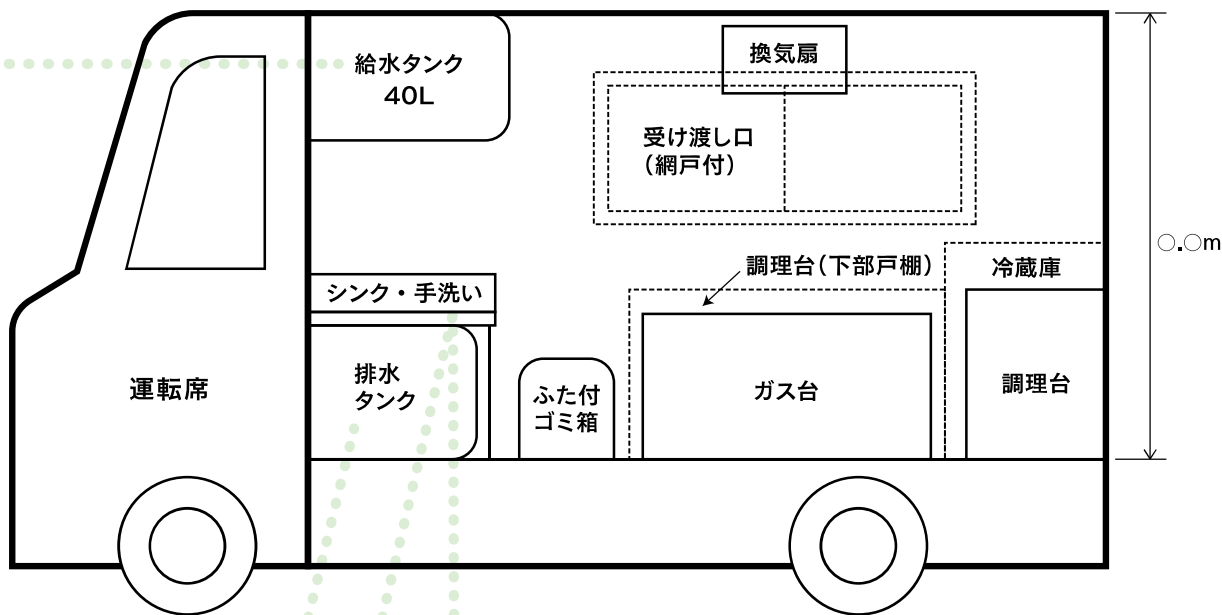
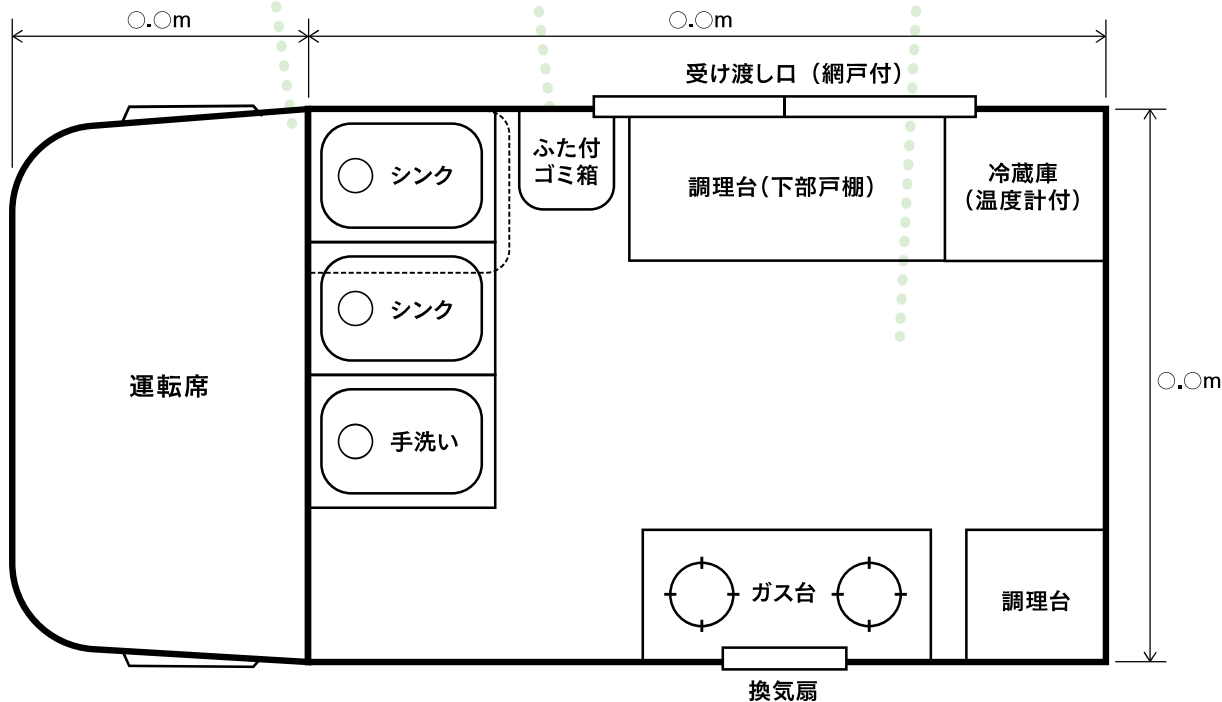
運転席と調理場は区画されていますか？

廃棄物容器

ふたのあるゴミ箱を用意しましたか？

床・内壁

調理場の床・壁は不浸透性素材ですか？



給水・排水設備

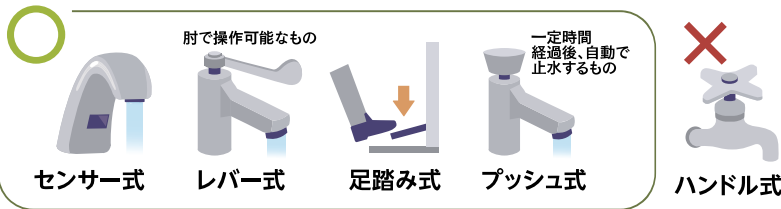
給水・排水タンクは、取り扱い品目に応じた必要な水容量のものですか？

洗浄設備

シンクは必要な数を備えていますか？

手洗い設備

手洗いの蛇口は手指の再汚染がない構造ですか？



お問い合わせ

一宮市保健所 保健衛生課 食品衛生グループ

〒491-0026 愛知県一宮市和光2丁目1番36号 TEL.0586-52-3857

2022年4月1日発行